

新型コロナウイルス感染症対策支援情報

～斜里町商工会会員事業者の活用に役立つ支援政策～

○●国の支援政策●○

直接型給付金制度

■持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

【給付対象者】 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者

【給付額】 前年の総売上(事業収入)ー(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

※上記の算出方法により、法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給

詳しくは[持続化給付金事務局](#)でWEB検索

融資制度

■日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。

利用対象者	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化。次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方</p> <p>(1) 最近1ヵ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少</p> <p>(2) 業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月の売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少</p> <p>①過去3ヵ月(最近1ヵ月含む。)の平均売上高</p> <p>②令和元年12月の売上高</p> <p>③令和元年10～12月の平均売上高</p>
資金使途	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金
融資限度額	6,000万円(別枠)
返済期間<据置期間>	<p>設備資金 :20年以内<うち5年以内></p> <p>運転資金 :15年以内<うち5年以内></p>
利率(年)	<p><3,000万円以下> 当初3年間 0.46%、3年経過後 1.36%</p> <p><3,000万円超> 1.36%</p>
担保	無担保

■日本政策金融公庫特別利子補給制度

【適用対象】

対象者	小規模事業者	中小企業者
個人	要件無し	売上高▲20%以上
法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上



発行所 斜里町商工会
〒099-4113 斜里町本町29番地8
電話 0152(23)2185
FAX 0152(23)0501
e-mail shashoko@rose.ocn.ne.jp
発行日 令和2年5月1日
編集 広報委員会
責任者 神田 裕治

お知らせ

商工会総代会は当初5月14日(木)開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大により書面決議となったことをご報告致します。なお、付議日は5月18日(月)と致しますので、総代の皆様はよろしくご対応お願い申し上げます。

【新着情報】

- ・公庫からの既往債務の借換も実質無利子化の対象となります。
- ・新型コロナウイルス対策マル経融資などコロナ対策関連融資も無利子化

詳しくは[日本政策金融公庫](#) [コロナ特貸](#)でWEB検索**補助金制度**

■中小企業生産性革命推進事業

①ものづくり・商業・サービス補助金

新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援

【通常枠】 補助上限：1,000万円 補助率 中小1/2、小規模2/3

申請締切：5月20日（水）17時

【特別枠】 補助上限：1,000万円 補助率 中小2/3、小規模2/3

通常枠・特別枠共通の申請期限：5月上旬～5月中予定

②持続化補助金

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援

【通常枠】 補助上限：50万円 補助率：2/3 申請期間：6月5日（金）当日消印有効

【特別枠】 補助上限：100万円 補助率：2/3 申請期間：4月下旬～5月15日（金）必着

③IT導入補助金

ITツール導入による業務効率化等を支援

【通常枠】 補助上限：30～450万円 補助率：1/2

【特別枠】 補助上限：30～450万円 補助率：2/3 ハードウェア

（PC、タブレット端末等）のレンタルも対象に

通常枠・特別枠共通の申請期限：5月上旬～5月中予定

詳しくは[中小企業](#) [生産性革命](#)でWEB検索**雇用助成金制度**

■雇用調整助成金

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当(直近3カ月平均の60%以上、労働基準法第26条)等の一部を助成するものです。

【特例措置の内容】

	新型コロナ特例雇用調整助成金
緊急対応期間	4月1日～6月30日
対象事業主	雇用保険適用で新型コロナの影響を受ける企業、個人事業主
対象労働者	6カ月未満や被保険者でない人も対象
助成率	大企業は2/3、中小企業は4/5
経営状況	最近1カ月の売上などが同5%以上減少
手続き	事後提出も可
支給限度日数	緊急対応期間+1年100日（3年150日）

※1人当たり日額8,330円が上限 ※解雇などをしない場合は助成率が大企業3/4、中小企業9/10

詳しくは[厚生労働省](#) [雇用調整助成金](#)でWEB検索**税金支払猶予制度**

■国税の納付の猶予制度

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、2月以降、売上が減少（前年同月比▲20%以上）したすべての事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予します。法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象となります。

詳しくは[国税庁](#) [コロナ](#)でWEB検索

○●北海道の支援政策●○

休業補償金制度

道の休業要請に従い4月25日までに休業や夜間の酒類提供自粛を始めた事業者に対して支援金を渡す制度。バーのほか、カラオケボックス、スポーツクラブ、劇場、映画館、パチンコなど休業要請の対象となる事業者に限られます。

休業要請対象の事業者規模	金額
個人事業者	20万円
法人事業者	30万円
飲食店(酒類の提供を19時までに時間短縮した場合に限る)	10万円

■支援金給付申請に必要な書類

①申請書

②休業等の状況を確認できるもの

※対象期間中に休業、飲食店は酒類の提供時間を短縮したことを証明する店頭告知チラシやメニュー、それらが写り込んだ施設の写真、自社のホームページの写し等。

③感染拡大リスクを低減する自主的な取組内容の確認

※自主的な取組内容が記載された書類、取組内容が記載された店頭告知チラシや写真、自社のホームページの写し等。

※自主的な取組としては、当該施設が、以下の分野に関し、何らかの取組を行ったものを対象とします。

【例】

○換気や行列間隔の工夫など、3つの密（密閉・密集・密接）の防止

○従業員のマスク着用など、飛沫感染・接触感染の防止

○時差出勤や在宅勤務など、移動時の感染の防止

※すでに行った取組も含めて、継続的に行っていることが条件です。

④当該事業所の施設の実態や業種が確認できる資料

・確定申告書の写し、または各種法規に基づく営業許可証の写し等

⑤誓約書

・申請書類に虚偽がないことを表明するもの

■申請書の入手先

申請書や誓約書はホームページ上で公開されています。詳しくは[北海道 休業協力](#)で検索

■問い合わせ

休業要請相談専用ダイヤル TEL：011-206-0104、011-206-0216 受付時間：平日8:45～17:30

○●斜里町の支援政策●○

直接型給付金制度

新型コロナウイルス感染拡大により売上が著しく減少した特定の事業者の方に対して直接型給付金制度を創設します。

■全体概要

区分		事業 A	事業 B
事業主体		経済産業省 (協力団体：未定)	斜里町 (協力団体：斜里町商工会)
事業名		持続化給付金	小規模事業者緊急経営支援給付金
主な 対象 要件	減少算定期間	2020年1月～12月	2020年3月～6月
	前年同月減少率	△50%以上	△20%以上、△50%未満
	給付額	個人事業主 100万円 法人 200万円	概ね、20万円～60万円
	前年の年商	不問	6,000万円以下
	対象業種	不問	限定

※ 事業 A の要件を満たす方は、事業 B に申し込むことはできません。

■給付額

< 支給区分 > 2019年の事業収入	2020年3月～6月の4ヶ月の間に、 前年同月比の売上が20%以上50%未満 減少した月の数		
	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月 または4ヶ月
1,200万円未満	20万円	30万円	40万円
1,200万円以上 2,400万円未満	30万円	40万円	50万円
2,400万円以上 6,000万円以下	40万円	50万円	60万円

※ 但し前年事業収入が480万円未満の場合は、上記額に満たない場合がある

■主な給付対象要件

- ①対象業種 製造業、交通事業、卸小売業、宿泊業、飲食サービス業、観光関連サービス業等
- ②前年収入 6,000万円以下（2019年分の確定申告書により判断）
- ③売上減少率 コロナの影響で、2020年3月～6月売上が、前年同月比で20%以上50%未満の範囲で減少した月がある
- ④ その他・経済産業省・持続化給付金（事業A）の支給対象要件を満たしていないこと
（→50%以上減少した月がない者）
・町内に事業所または店舗等を有し、令和2年1月末日以前から営業を行っていること
・税・料の滞納がないこと、2019年分の確定申告を行ったこと

< 事業A・B共通の留意事項 >

※このお知らせは、令和2年4月22日現在の情報に基づいて作成されています。

※実際の給付は、最短で、事業Aは5月下旬、事業Bは5月中旬となる見込みです。

※事業の詳細は、5月1日に役場から発送予定の正式なご案内でご確認ください。

■問い合わせ：斜里町役場商工観光課商工労政係（0152-23-3131） 斜里町商工会（TEL: 0152-23-2185）

町融資限度額の拡大

資金の種類	融資限度額	融資期間	融資利率(年率)	町の利子補給率	利用者の負担利率
短期運転資金	1,000万円 (従来500万円)	令和2年5月1日から 令和3年3月31日まで に借入かつ1年以内	2.075%	0.775%	1.3%
長期運転資金	2,000万円 (従来1,000万円)	7年以内	2.275%	0.775%	1.5%

※1 令和2年5月1日から令和3年3月31日までに融資を実行するものが対象となります。

※2 信用保証料については、従来どおり償還実績に応じて補助します。

※3 利率は令和2年4月現在です。今後変動することがあります。

※4 令和2年4月30日以前及び令和3年4月1日以降の融資に関しては、従前どおりのお取り扱いになります。

より詳しい情報は斜里町商工会でWEB検索。

新型コロナウイルス感染症対策支援総合情報ページを特設しております。

「商工会だより」よりもさらに詳しい支援情報を掲載しておりますので、ご覧ください。